

●香川県警察本部告示第12号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年10月3日

香川県警察本部長 永井達也

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第3章 略 第4章 <u>駐車</u>（第9条—<u>第12条の7</u>）</p> <p>第5章～第9章 略 附則</p> <p>第4章 <u>駐車</u></p> <p>（2以上の警察署長の管轄にわたる場合の駐車許可申請の取扱い） 第11条 第7条の規定は、<u>駐車禁止場所が2以上の警察署長の管轄にわたる場合における駐車許可（法第45条第1項ただし書又は第49条の2第5項の規定による許可をいう。以下同じ。）</u>について準用する。</p> <p>（駐車許可の条件） 第12条 警察署長は、<u>駐車許可</u>をするときは、当該<u>駐車許可</u>に係る駐車禁止場所に駐車中は施行細則第10条第5項の駐車許可証を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すべき旨を条件として付するものとする。</p> <p>（負担金の納付命令） 第12条の2 <u>法第51条第16項前段の規定による負担金の納付の命令（以下「納付命令」という。）</u>は、<u>負担金納付命令書</u>により行うものとする。</p>	<p>目次 第1章～第3章 略 第4章 <u>駐車許可</u>（第9条—<u>第12条</u>） <u>第4章の2 放置違反金等の滞納処分</u>（<u>第12条の2—第12条の5</u>） 第5章～第9章 略 附則</p> <p>第4章 <u>駐車許可</u></p> <p>（2以上の警察署長の管轄にわたる場合の駐車許可申請の取扱い） 第11条 第7条の規定は、<u>駐車禁止場所が2以上の警察署長の管轄にわたる場合における駐車許可について準用する。</u></p> <p>（駐車許可の条件） 第12条 警察署長は、<u>法第45条第1項ただし書又は第49条の2第5項の規定による許可（以下この章において「駐車許可」という。）</u>をするときは、当該許可に係る駐車禁止場所に駐車中は施行細則第10条第5項の駐車許可証を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すべき旨を条件として付するものとする。</p> <p><u>第4章の2 放置違反金等の滞納処分</u></p>

2 前項の負担金納付命令書及びこれに基づき発行する香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。）第28条第1項の納入通知書に指定する納付の期限は、負担金納付命令書を発する日から起算して14日を経過した日とする。ただし、その日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日（以下「銀行の休日」という。）に当たる場合は、その日後の最初の銀行の休日でない日とする。

（督促及び延滞金）

第12条の3 法第51条第17項前段の規定による督促（以下「督促」という。）は、負担金納付命令書に指定した納付の期限の翌日から起算して20日以内に、会計規則第193条第1項の督促状により行うものとする。

2 前項の督促状に指定する指定納付期限は、督促状を発する日から起算して14日を経過した日とする。ただし、その日が銀行の休日に当たる場合は、その日後の最初の銀行の休日でない日とする。

3 督促を行ったときは、次に掲げる場合を除き、法第51条第17項後段の規定に基づき、負担金納付命令書に指定した納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その負担金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（1） 納付命令を受けた者が災害により負担金納付命令書に指定した納付の期限までに負担金を納付することができなかつたとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、負担金納付命令書に指定した納付の期限までに負担金を納付することができなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるとき。

4 前項の延滞金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（積載物の取扱い）

第12条の4 前2条の規定は、法第51条第22項の規定による積載物について準用する。この場合において、第12条の2第1項中「法第51条第16項前段」とあるのは「法第51条第22項において準用する法第51条第16項前段」と、第12条の3第1項中「法第51条第17項前段」とあるのは「法第51条第22項において準用する法第51条第17項前段」と、同条第3項中「法第51条第17項後段」とあるのは「法第51条第22項において準用する法第51条第17項後段」と読み替えるものとする。

(滞納処分職員)

第12条の5 施行細則第11条の6第2項の規定により放置違反金等の滞納処分に関する事務に従事させるために指定する職員(以下「滞納処分職員」という。)は、香川県知事から香川県職員に併任を命じられた香川県警察本部交通部交通指導課に勤務する警察職員とする。

(公安委員会に報告すべき事項)

第12条の6 香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、放置違反金等の欠損処分に関する事項及び放置違反金等の滞納処分の事務に関し重要又は異例と認められるものの処理に関する事項については、香川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に報告するものとする。

(滞納処分着手の手続等)

第12条の7 警察本部長は、滞納処分職員が放置違反金等の滞納処分に着手する場合には、滞納整理票を作成し、これを当該滞納処分職員に交付するものとする。

2 前項の規定により滞納整理票の交付を受けた滞納処分職員は、その滞納整理票に滞納整理の経過の要旨を明確に記載し、その内容を警察本部長に報告するものとする。

(徴収職員)

第12条の2 施行細則第11条の6第2項の規定により放置違反金等の滞納処分に関する事務に従事させるために指定する職員(以下「徴収職員」という。)は、香川県知事から香川県職員に併任を命じられた香川県警察本部交通部交通指導課に勤務する警察職員とする。

(公安委員会に報告すべき事項)

第12条の3 香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、放置違反金等の欠損処分に関する事項及び放置違反金等の滞納処分の事務に関し重要又は異例と認められるものの処理に関する事項については、香川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に報告するものとする。

(滞納処分着手の手続等)

第12条の4 警察本部長は、徴収職員が放置違反金等の滞納処分に着手する場合には、滞納整理票を作成し、これを当該徴収職員に交付するものとする。

2 前項の規定により滞納整理票の交付を受けた徴収職員は、その滞納整理票に滞納整理の経過の要旨を明確に記載し、その内容を警察本部長に報告するものとする。

(滞納処分に関する書類の様式)

第12条の5 放置違反金等の滞納処分に関し使用する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 差押調書(別記様式第1号)
- (2) 債権差押通知書(別記様式第2号)
- (3) 担保権付債権差押通知書(別記様式第3号)
- (4) 差押通知書(別記様式第4号)
- (5) 差押書(別記様式第5号)
- (6) 交付要求書(別記様式第6号)
- (7) 交付要求通知書(別記様式第7号)
- (8) 参加差押書(別記様式第8号)
- (9) 参加差押調書(別記様式第9号)
- (10) 参加差押通知書(別記様式第10号)
- (11) 売却決定通知書(別記様式第11号)

(12) 配当計算書 (別記様式第12号)

(13) 搜索調書 (別記様式第13号)

別記様式第1号から別記様式第13号まで 削除

別記様式第1号(その1)(第12条の5関係)

(動産・有価証券用)

差 押 調 書									
年 月 日 香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊟									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要		
					円	円			
差押財産	名称	数量	所在	封印数	名称	数量	所在	封印数	
滞納処分のため 検索した場 所又は物					検索日時	年 月 日	午前 時 分から 午後 時 分まで		
上記の検索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 ( ) ㊟									
差押調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 ( ) ㊟									

上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。									
年 月 日 殿 香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊟									
上記差押財産は、通知のあるまで無償で保管します。									
年 月 日 ㊟									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

差 押 調 書										
年 月 日										
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊟										
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。										
滞 納 者	住(居)所									
	氏 名									
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞 納 金 額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要			
					円	円				
差 押 債 権	債務者	住(居)所				氏 名				
履 行 期 限										
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。										
年 月 日 ( )										
㊟										
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。										
年 月 日 ( )										
㊟										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

差 押 調 書										
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。					年 月 日					
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊟										
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要			
					円	円				
差押債権	債務者	住(居)所				氏名				
履行期限										
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1号(その3)(第12条の5関係)

(不動産、自動車、第三債務者等がない無体財産権等用)

差 押 調 書									
年 月 日									
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊤									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞 納 者	住(居)所								
	氏 名								
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞 納 金 額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要		
					円	円			
差 押 財 産									
差押書(滞納者あて)を受領しました。									
年 月 日 ( )									
㊤									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



差 押 調 書									
年 月 日									
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊦									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえる。									
滞納者	住(居)所								
	氏 名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要		
					円	円			
差押財産									
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。									
年 月 日 ( )									
㊦									
差押通知書(第三債務者等あて)を受領しました。									
年 月 日 ( )									
㊦									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この調書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(債権用)

債 権 差 押 通 知 書									
								年 月 日	
第三債務者 住(居)所					殿				
					香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊟				
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、債権を差し押さえますから、履行期限までに本職あて支払ってください。この通知を受けた後に債権者に対して支払っても、その支払は無効です。									
滞 納 者 ( 債 権 者 )	住(居)所								
	氏 名								
科  目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞 納 金 額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要		
					円	円			
差 押 債 権	債務者	住(居)所				氏 名			
履行期限									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第12条の5関係）

担保権付債権差押通知書									
担保権設定者 住（居）所								年 月 日	
殿									
香川県警察本部長 印									
<p>下記のとおり、滞納者の放置違反金を徴収するため、担保権付債権を差し押さえました。 国税徴収法第64条の規定により通知します。</p>									
滞 納 者	住（居）所								
	氏 名								
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延 滞 金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞 納 金 額	年度	違 反 番 号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要		
					円	円			
差 押 債 権	債務者	住（居）所			氏 名				
差押年月日									
履行期限									
<p>注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。</p>									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第12条の5関係）

（第三債務者等がある無体財産権等用）

差 押 通 知 書											
								年 月 日			
第三債務者等 住（居）所								殿			
								香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員（併任） （職・氏名）		⑩	
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえます。											
滞 納 者	住（居）所										
	氏 名										
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等		
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金		
滞 納 金 額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要				
					円	円					
差 押 財 産											
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第12条の5関係）

（不動産、自動車、第三債務者等がない無体財産権等用）

差 押 書											
								年 月 日			
滞納者											
住(居)所											
		殿									
		香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員（併任） （職・氏名）								⑥	
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、財産を差し押さえます。											
滞納者	住(居)所										
	氏名										
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等		
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金		
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要				
					円	円					
差押財産											
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この差押書の作成の日までのものです。											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第12条の5関係）

交 付 要 求 書									
								年 月 日	
執行機関名 殿								香川県警察本部長 印	
下記のとおり、放置違反金等を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求を行います。									
滞納者	住（居）所								
	氏 名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	法定納期限等		
					円	円			
交付要求に係る財産又は事件名					差押年月日				
	執行機関名				差押年月日				
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この要求書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号(その1)(第12条の5関係)

交 付 要 求 通 知 書										
								年 月 日		
滞 納 者		住(居)所								
		殿								
		香川県警察本部長 印								
<p>下記のとおり、放置違反金を徴収するため、交付要求をしました。            国税徴収法第82条第2項の規定により通知します。</p>										
滞 納 者	住(居)所									
	氏 名									
科 目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞 納 金 額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	法定納期限等			
					円	円				
交 付 要 求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名										
	執行機関名						差押年月日			
<p>注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。</p>										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号(その2)(第12条の5関係)

交付要求通知書									
								年 月 日	
権利者等 住(居)所					殿			香川県警察本部長 印	
<p>下記のとおり、放置違反金を徴収するため、交付要求をしました。                  国税徴収法第82条第3項の規定により通知します。</p>									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	法定納期限等		
					円	円			
交付要求に係る財産									
	執行機関名				差押年月日				
交付要求年月日									
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



別記様式第8号（第12条の5関係）

参 加 差 押 書										
								年 月 日		
執行機関名				殿		香川県警察本部長 嗣				
<p>下記のとおり、放置違反金を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをします。</p>										
滞納者	住（居）所									
	氏 名									
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘 要			
					円	円				
参加差押財産										
	執行機関名						差押年月日			
<p>注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この参加差押書の作成の日までのものです。</p>										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号(第12条の5関係)

参 加 差 押 調 書										
年 月 日										
香川県警察本部長 印										
<p>下記のとおり、放置違反金を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをする。</p>										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要			
					円	円				
参加差押財産										
	執行機関名				差押年月日					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号(その1)(第12条の5関係)

参加差押通知書									
								年 月 日	
滞納者 住(居)所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">香川県警察本部長 印</p>									
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、参加差押えをしました。 国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。									
滞納者	住(居)所								
	氏名								
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要		
					円	円			
参加差押財産									
	執行機関名				差押年月日				
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号(その2)(第12条の5関係)

参加差押通知書										
										年 月 日
権利者等 住(居)所 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">香川県警察本部長 閣</p>										
下記のとおり、放置違反金を徴収するため、参加差押えをしました。 国税徴収法第86条第4項の規定により通知します。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
科目	放置違反金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	過料等	節	過料等	
	延滞金	款	諸収入	項	延滞金、加算金及び過料等	目	延滞金	節	延滞金	
滞納金額	年度	違反番号		納期限	放置違反金の額	延滞金の額	摘要			
					円	円				
参加差押財										
	執行機関名				差押年月日					
参加差押年月日										
注意 「延滞金の額」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 11 号 (その 1) (第 12 条の 5 関係)

売却決定通知書			
			年 月 日
買受人 住(居)所		殿	
		香川県警察本部長 印	
下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第 118 条の規定により通知します。			
滞納者	住(居)所		
	氏名		
売却した財産	名称、性質及び所在	数量	売却価額
代金納付年月日			
交付書類			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号(その2)(第12条の5関係)

売却決定通知書			
			年 月 日
買受人 住(居)所		殿	香川県警察本部長 圖
<p>下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。あなたに下記の財産を引き渡しますから、保管者から受け取ってください。 国税徴収法第118条の規定により通知します。</p>			
買受人	住(居)所		
	氏名		
滞納者	住(居)所		
	氏名		
売却した財産	名称、性質及び所在		数量
	数量	売却価額	
	保管者	住(居)所	氏名
代金納付年月日			
交付書類			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 11 号 (その 3) (第 12 条の 5 関係)

売却決定通知書			
			年 月 日
第三債務者等 住(居)所		殿	
		香川県警察本部長 圖	
<p>下記のとおり、換価財産の売却決定をしました。                      国税徴収法第 122 条第 1 項の規定により通知します。</p>			
買受人	住(居)所		
	氏名		
滞納者	住(居)所		
	氏名		
売却した財産	名称、性質及び所在	数量	売却価額
代金納付年月日			
交付書類			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第12号(第12条の5関係)

配 当 計 算 書				
年 月 日				
香川県警察本部長 印				
<p>下記のとおり、換価代金等を配当する。                      国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作る。</p>				
滞 納 者	住(居)所			
	氏 名			
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在		金 額	
			円	
支 出	債権者の住(居)所 及び氏名	香川県警察本部長が確認 した債権額	配当順位	配 当 金 額
		円		円
残余金 ( )			へ交付)	円
換 価 代 金 等 の 交 付	期 日		場 所	
	年 月 日 午前・午後 時 分			
<p>注意</p> <p>1 交付期日には、この計算書及び印章を持参してください。</p> <p>2 代理人が受領する場合は、債権者の委任状を持参してください。</p>				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



付 表

配当計算書附属書類（滞納者 分）									
換 価 財 産	名 称      そ の 他							受入金額	備考
								円	
差 押 に 係 る 徴 収 金	摘 要		科 目	法定納期限等	滞 納 金 額	配当 順位	配当金額	備考	
	差 押	年 月 日			円		円		
	先却決定	年 月 日							
	その他								
国 税 交 付 要 求 に 係 る	受付年月日	交付要求機関	税 目 等	法定納期限等	香川県警察本部長が 確認した金額	配当 順位	配当金額	備考	
					円		円		
交 求 る 付 に 公 要 係 課									
私 債 権	債権者の住（居）所及び氏名	債権の種類	担保権等の 設定年月日	香川県警察本部長が 確認した金額	配当 順位	配当金額	備考		
				円		円			
配 当 金 合 計							円		
残 余 金（      へ交付）							円		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



別記様式第13号(その2)(第12条の5関係)

捜 索 調 書	
年 月 日	
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊤	
放置違反金等の滞納処分のため、下記のとおり捜索したから、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作る。	
滞納者	住(居)所 氏 名
捜索した場所又は物	
捜索した日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで
備 考	下記の財産を占有した。
上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。 ( ) ㊤	
捜索調書謄本(捜索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊤	

上記捜索調書謄本記載の財産の保管を命じます。	
年 月 日	
殿 香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊤	
上記財産は、通知のあるまで無償で保管します。	
年 月 日 ㊤	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第13号(その3)(第12条の5関係)

捜 索 調 書		
年 月 日		
香川県警察本部交通部交通指導課 香川県職員(併任) (職・氏名) ㊟		
<p>放置違反金等の滞納処分のため、下記のとおり捜索したから、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作る。</p>		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
捜索した場所又は物		
捜索した日時	年 月 日	午前 時 分から 午後 時 分まで
備	下記の財産を搬出した。	
考		
<p>上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">( ) ㊟</p>		
<p>捜索調書謄本(捜索を受けた者あて)を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 ( ) ㊟</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規程は、平成20年10月3日から施行する。